

第 11 章 その他の事業

1 各種の援護

(1) 応急福祉資金の貸付け <生活福祉課相談援護係>

災害、病気、入学などで緊急に資金が必要で、調達が困難な区民に対し、無利子で資金を貸付けている。

〔貸付対象〕

- ア 区内に3か月以上引き続き居住していること
- イ 独立の生計を営んでいる世帯の世帯主であること
- ウ 世帯収入が基準以下であり、償還が確実であること

〔貸付限度額・貸付期間〕(平成22年4月1日改定)

原則として1世帯 200,000円、貸付期間は40か月以内

〔実績〕

年 度	2	3	4
貸付件数	120	66	67
貸付金額(円)	21,345,000	9,950,000	11,070,000

(2) 旧軍人・軍属・戦没者遺家族等に対する援護 <生活福祉課相談援護係>

旧軍人・軍属とその遺家族に対しては恩給法に基づく給付や戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金や遺族年金などの給付、また特別弔慰金、特別給付金関係法により戦没者等の遺家族の方々などに対して国庫債券の支給が行われている。区ではこれらのうち恩給・年金等については適宜失権の手続きを説明し、特別弔慰金については申請受付と国債交付を一部行った。また、これらの国債を担保とする貸付や買上償還の手続きを必要に応じて案内している。

(3) 中国残留邦人等に対する支援給付等 <生活福祉課自立支援・審査係>

中国残留邦人等の置かれている「特別な事情」に配慮して、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対し生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付等の各種の給付を行うものとして創設された。平成20年4月1日から開始され、平成22年度からは、中国残留邦人等が地域の一員として安心して生活ができるよう、地域で実施する日本語交流事業や自立支援通訳等派遣事業及び地域生活支援プログラム事業が実施されている。

〔実績〕 7世帯 11人(令和5年3月31日現在)

(4) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け <生活福祉課相談援護係>

震災等の自然災害により災害救助法が適用された区市町村の被災者を救済するための制度である。

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害により災害救助法が適用された区市町村において、区民が死亡した場合にその遺族に対し災害弔慰金を支給し、また区民が負傷したり病気になったりして治ったときに精神や身体に障害がある場合に災害障害見舞金を支給する。

弔慰金の支給額は、死亡者が主として生計を維持していた場合は500万円、その他の場合は250万円、見舞金の支給額は、障害者となった者が主として生計を維持していた場合は250万円、その他の場合は125万円である。

〔実績〕 過去3年間なし

イ 災害援護資金

当該区市町村を含む都道府県の区域内で災害救助法による救助が行われた災害で、一定期間の療養が必要な負傷をした世帯主や、家財・住居の損壊等の被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、被害の程度に応じて最高350万円までの範囲で災害援護資金を貸付ける。ただし、被害を受けた世帯の年間所得が620万円未満（3人世帯の場合）であることなどの条件がある。

東日本大震災による被災については、特別立法に基づき条例を改正して、貸付利率、据置期間、償還期間、免除要件、貸付を受けられる期間の貸付要件を緩和した。

〔実績〕 過去3年間なし

(5) 水害援護資金の貸付け <生活福祉課相談援護係>

災害救助法の適用がない暴風雨又は集中豪雨による河川のいっ水等で、家財・住居の損壊等の被害を受けた世帯主に対し、100万円を限度に資金を貸付けるものである。過去3年間の貸付実績はない。

〔貸付対象〕

ア 水害により被害を受けた当時目黒区の区域内に住所を有していたこと

イ 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯又は住居が半壊・全壊・滅失又は流失した世帯であること

ウ 世帯の年間所得が基準以下であること

エ 償還が確実と認められること

〔償還期間等〕 10年（据置期間3年間を含む）

〔利率〕 保証人有 無利子 保証人無 年1.5%（ただし据置期間無利子）

(6) 水害見舞金等の支給 <健康福祉計画課要配慮者支援係>

暴風雨又は集中豪雨による河川のいっ水等で、家屋が全壊・半壊・流失・浸水した世帯及び事業所に対し、被害の程度により、10,000円～50,000円の見舞金を支給するほか、死亡した時は、その遺族等に対して100,000円の弔慰金を支給する。

年 度	2	3	4
水害見舞金（件）	0	0	0
弔 慰 金（件）	0	0	0

(7) 行旅死亡人等の取扱い <生活福祉課相談援護係>

身元が不明、又は明らかであっても引取人がいない死亡人が区内ででた場合、区で遺体を引き取り葬儀を行うとともに、氏名の不明のものについては、

年 度	2	3	4
取扱件数	19	21	21

官報等に掲載し親族を捜す。また、医療費の支払いができない行旅病人に対し、医療費を負担する。これは、行旅病人及び行旅死亡人取扱法又は墓地埋葬等に関する法律に基づいて行っている。

2 内職相談 <高齢福祉課いきがい支援係>

内職相談では、内職に関する相談、あっせん、求人開拓等を行っている。

登録した内職希望者と相談のうえ、適当な仕事があればその事業所を紹介する。その後は、条件が折り合えば、当事者どうしで契約する。

相談の受付は、月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで。

相談・あっせん実績

年度	求職相談件数	登録者数	求人件数	求人者数	紹介人数
2	33	2	60	60	4
3	55	12	60	60	27
4	35	18	62	62	36